

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の委嘱の件

西宮市学童等腎臓検診審議会委員を下記のとおり委嘱する。

令和 5 年 10 月 6 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

記

1 委嘱

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 被委嘱者 | 前 寛 医師（西宮市医師会 医師） |
| (2) 委嘱年月日 | 令和 5 年 11 月 1 日 |
| (3) 任期 | 令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日 |

(参考 1)

○提案理由

児嶋委員の辞任に伴い、補欠委員を充てる必要があるため。

(参考 2)

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（委員）

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

4 委員は、2 回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4 回を限度として再任することができる。

5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（西宮市学童等腎臓検診審議会の特例）

第46条の2 第2条第4項の規定は、西宮市学童等腎臓検診審議会（以下この条において「審議会」という。）の委員には、適用しない。

（以下省略）

別表（抜粋）

附属機関の属する執行機関等	根拠規定	附属機関	担当事務	委員総数の上限	構成
教育委員会	地方自治法第138条の4第3項	西宮市学童等腎臓検診審議会	西宮市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における学校腎臓検診事業に関する審議	16人	学識経験者 医師 関係検診機関職員 関係行政機関職員

西宮市学童等腎臓検診審議会委員の被解嘱者・被委嘱者一覧

被解嘱者(令和5年10月31日付解嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	解嘱の理由
1	医師	児嶋 茂男	西宮市医師会	5期目	辞任のため

被委嘱者(令和5年11月1日付委嘱)

連番	区分	名前	所属	在任期間	委嘱の理由
2	医師	前 寛	西宮市医師会	1期目	西宮市医師会からの推薦